

## 工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行います。

### 1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

### 2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	株式会社大林組
代表者氏名	代表取締役社長 佐藤 俊美
本店所在地	東京都港区港南 2-15-2
停止期間	1か月

### 3 入札参加停止の理由

株式会社大林組は、同社が代表構成員を務める共同企業体が施工中の工事において、令和6年10月に発生した労働災害に関し、所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和8年3月24日付けで、同社及び同社社員2名が鯉沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

【入札参加停止要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当】

### 4 停止期間の始期及び終期

令和8年4月8日から令和8年5月7日まで（1か月）

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内